

障害者の地域支援と相談支援従事者・サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者の役割に関する講義

相談支援(障害児者支援)の基本的視点

この資料は、野崎貴詞氏（愛知県相談支援専門員協会理事 榎の木福祉会 かしの木の里）
が作成したものを使用しています。

瑞穂区障害者基幹相談支援センター
相談支援専門員 丹 有子

基本的視点は何か？

人権の尊重 や社会正義の実現を前提として

- 当事者の視点（個性の尊重）
- アドボカシーの視点（意思決定支援）
- 自立・自己決定の視点（主体性発揮）
- エンパワメントの視点（当事者による社会変革）
- 社会的包摂の視点（社会の再統合）

共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割：津久井やまゆり園の事件を受けて 神奈川県障害者自立支援協議会 会長 鈴木 敏彦 (和泉短期大学) 2016年9月1日

津久井やまゆり園の事件においてお亡くなりなされた方々、ご遺族の皆さまに衷心より哀悼の意を表します。また、事件により傷を負われた利用者の方々、ご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。さらに、困難な状況のなかで懸命に利用者支援に当たっておられる社会福祉法人かながわ共同会の職員の皆さまに深く敬意を表します。(中略)

報道によると、事件の容疑者は障害者の存在を否定する許しがたい発言を行っていることが明らかにされています。かつて国連は、「ある社会が、その構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」とのメッセージを発しましたが、いま、まさにこの言葉の意味が問われています。事件は、共生社会を目指し歩んできた世界の、またわが国の多くの人々に、大きな衝撃を与えるものです。同時に、大変残念ながら、これまでの共生社会への取組みが、いまだ道半ばにあることを、私たちの社会に突きつけることとなりました。

神奈川県障害者自立支援協議会は、障害者を排除する考え方を強く否定し、障害者一人ひとりが地域においてその人らしい自立した生活を送ることができるよう、今後も多様な支援の実現に向けて取り組む必要があります。また、県内の障害保健福祉圏域自立支援協議会及び市町村協議会、さらには全国の都道府県及び市町村の協議会に、共生社会の実現に向けた歩みを一歩たりとも緩めることなく、さらなる進展を目指すための連携と協働を呼びかけます。

本日の話 「相談支援で特に大切にしたい視点」

1. 相談支援とは
2. 相談支援の基本姿勢（忘れてはならない理念）
 - (1) ノーマライゼーション
 - (2) ソーシャルインクルージョン
 - (3) エンパワメントとストレングス
 - (4) あたりまえだけど「本人主体」
3. 障害のある人の地域生活支援
4. 障害のある人の権利擁護
 - (1) 障害者権利条約
 - (2) 障害者虐待防止法
 - (3) 障害者差別解消法
 - (4) 意思決定支援
5. ソーシャルワーカーとしての相談支援

1. 相談支援とは

「先見性（今後を見通す力）」に基づく「移行期におけるつながる支援（縦のマネジメント）」と「俯瞰性（全体を見渡す力）」に基づく「関係者の協働による支援ネットワークの構築（横のマネジメント）」とを実践すること。

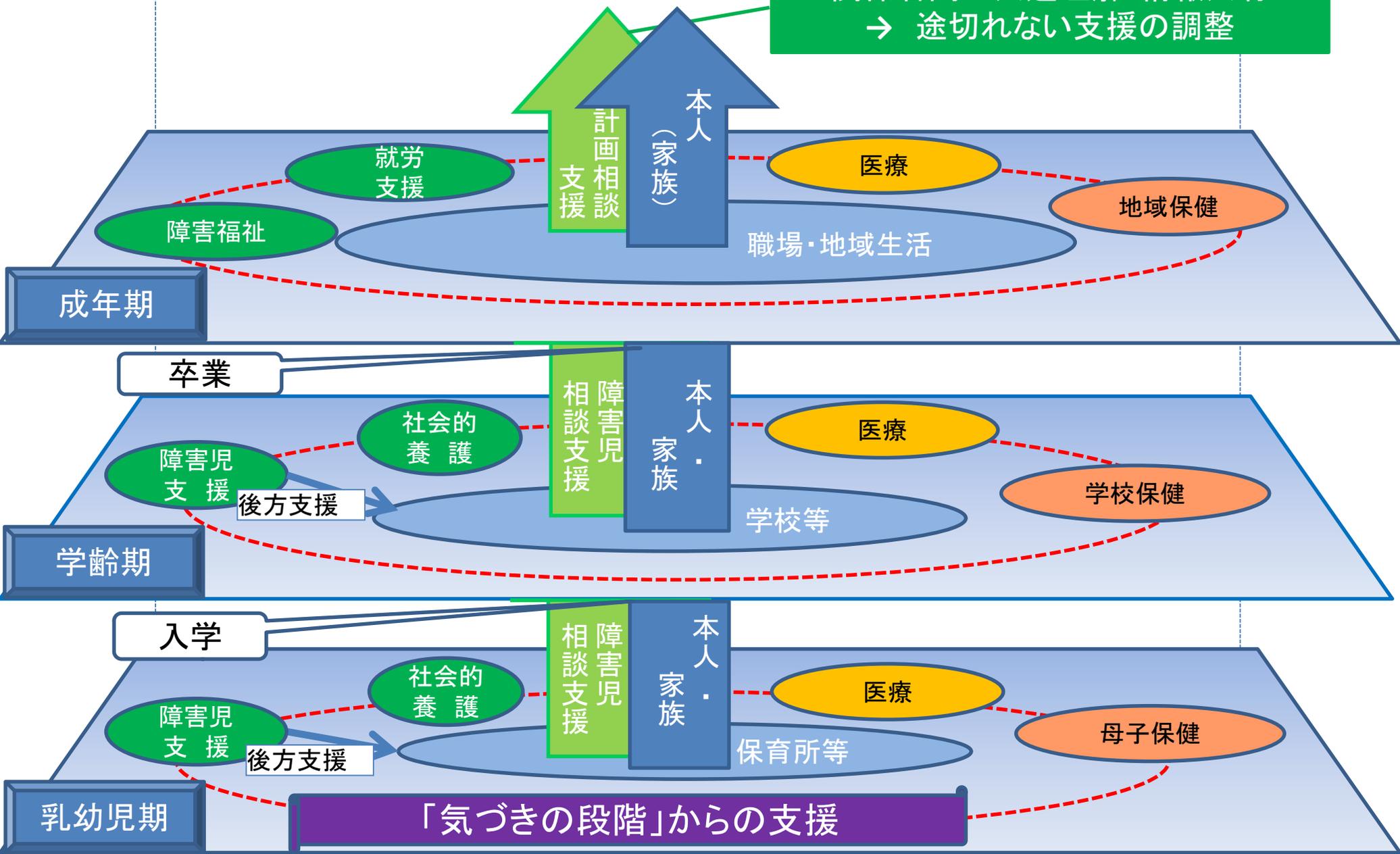
いずれの場面においても、その中心には「本人」と「相談支援専門員」とが位置していること。

相談支援専門員とは何か

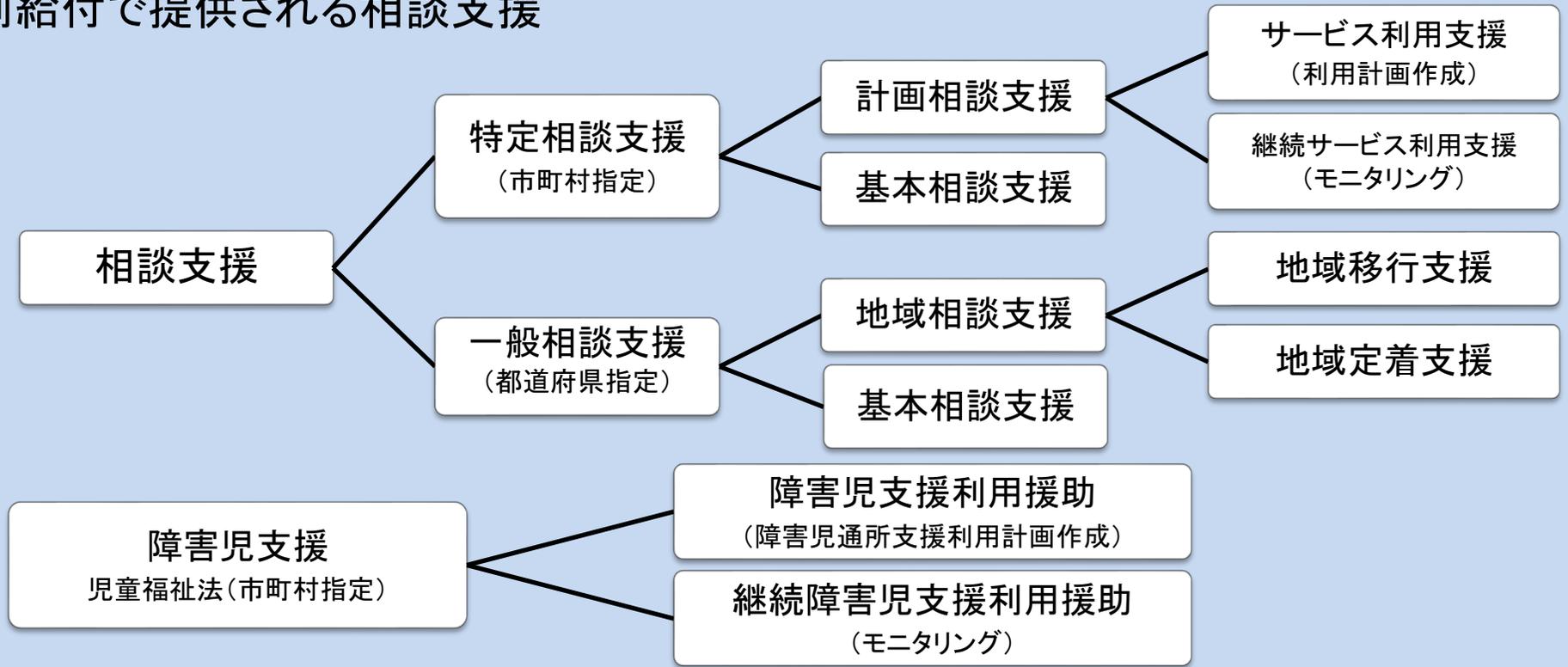
「（基本相談を基盤として、）サービス等利用計画作成を行う個別支援」だけでなく、「協議会活動を核とした地域づくり(ネットワーク構築による地域力の向上、社会資源の開発)」をも視野に入れ、この両者に連続性と整合性をもって取り組むことができる人材

地域における「縦横連携」のイメージ

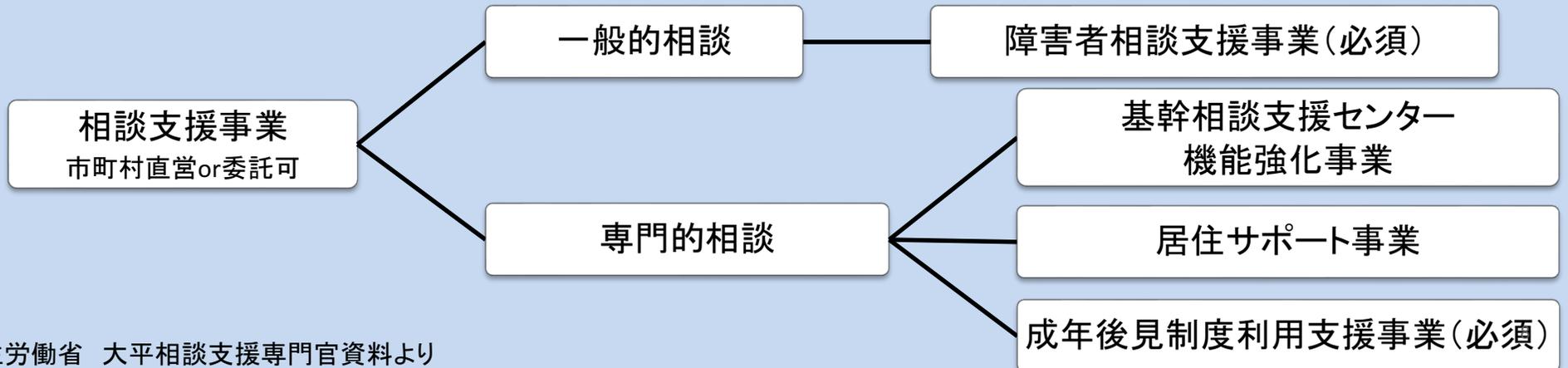
関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



個別給付で提供される相談支援



地域生活支援事業で実施される相談支援



特定相談支援と市町村相談支援事業

特定相談支援事業 (計画相談支援)

<実施主体> (法第51条の17)

指定特定相談支援事業者

<財源> (法第6条)

自立支援給付(計画相談支援給付費)

<事業概要> (法第5条第16項、第17項)

「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

① 基本相談支援(法第5条17項)

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

② 計画相談支援(法第5条第16項)

i) サービス利用支援(法第5条第20項)

ii) 継続サービス利用支援(法第5条第21項)

市町村相談支援事業 (市町村地域生活支援事業)

<実施主体> (法第77条第1項)

市町村(指定相談支援事業者への委託も可)

<財源>

地方交付税及び地域生活支援事業補助金

<事業概要> (法第77条第1項第3号)

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

※地域生活支援事業実施要綱での位置づけ

① **障害者相談支援事業**(交付税)

② **基幹相談支援センター**等機能強化事業

③ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

相談支援の関係機関の機能分担について

＜相談支援事業の三層構造＞

- a. 基本相談支援を基盤とした**計画相談支援**
(指定特定相談支援事業者が担うもの)
- b. 一般的な相談支援
(市町村や**委託相談支援**事業者が担うもの)
- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など
((自立支援) 協議会や**基幹相談支援センター**などが主に担うもの)

重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし (地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 ● 地域の相談支援体制強化の取組 ● 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ● 地域の相談機関との連携強化 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ● 権利擁護・虐待の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1,741市町村中 156市町村(H25.4)9% 367市町村(H26.4)21% 429市町村(H27.4)25% 473市町村(H28.4)27% →534カ所(H27.4)
障害者相談支援事業 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全部又は一部を委託1,570市町村(90%) ■ 単独市町村で実施55% ※H28.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 <p>※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2,851ヶ所(H24.4)5,676人 5,942ヶ所(H26.4) 7,927ヶ所(H27.4)15,575人 8,684ヶ所(H28.4)17,579人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,067ヶ所(24%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2,887ヶ所(H26.4) 3,299ヶ所(H27.4) 3,357ヶ所(H28.4)

市営住宅で女性2人死亡熱中症か

2018年7月28日 NHK

さいたま市の市営住宅で、熱中症で死亡したとみられる女性2人の遺体が見つかりました。警察は2人がこの部屋に住む50代の姉妹とみて、身元の確認を急いでいます。

27日午前、さいたま市西区の市営住宅を訪れたケースワーカーから「連絡が取れない人がいる」と110番通報がありました。警察官が窓を割って部屋に入ると、女性2人が床の上に仰向けに倒れて死亡していました。警察によりますと、部屋にエアコンはなく、窓が閉め切られて扇風機が回っていたということです。遺体はそれぞれ死後数日から1週間程度、経っていました。警察は遺体がこの部屋に住む知的障害を持つ50代の姉妹の可能性があるとみて、身元の確認を急いでいます。姉は18日に「体調が悪いから休む」と職場へ連絡した後、欠勤が続いていて、さいたま市はこの日から7日連続で猛暑日を記録しました。

プレハブに娘を十数年間閉じ込めか 遺棄容疑で両親逮捕

2017年12月25日 朝日

大阪府寝屋川市の自宅に長女(33)の遺体を遺棄したとして、大阪府警は、会社員柿元泰孝容疑者(55)と妻の由加里容疑者(53)を23日に死体遺棄容疑で逮捕した。府警は25日、司法解剖の結果、**長女は凍死だった**と発表した。

府警によると、長女は低栄養状態で、体重は約19キロだった。府警によると、長女には精神疾患があり、両親容疑者は「**暴れるので、16、17歳の頃から自宅内に造ったプレハブ(の部屋)に入れていた**」と話しているという。長女は今年18日ごろ死亡したとみられ、極度にやせ細った状態だった。

捜査関係者によると、自宅の室内にはプレハブで造られた広さ約2畳の部屋があり、遺体はこの中で見つかった。プレハブ内には簡易トイレや監視カメラを設置。窓はなく、外側から施錠する構造で、外側に設置した給水タンクからチューブを通して水を飲めるようにしていたという。

両親容疑者は「**食事もトイレもプレハブ内でさせていた**」「**食事は最近は1日1回ほどだった**」と供述。府警は長期間にわたり、プレハブに閉じ込めたことで衰弱した可能性もあるとみている。

一方、両親容疑者は逮捕後、娘の死亡について「**気が動転してしまった。娘がかわいくて自宅に置いておきたかった**」などと話していたという。

2. 相談支援の基本姿勢

相談支援において絶対に忘れてはならない理念

- ① ノーマライゼーション
- ② ソーシャルインクルージョン
- ③ エンパワメントとストレングス
- ④ あたりまえだけど「本人主体」

2. 相談支援の基本姿勢 ① ノーマライゼーション

○ ノーマライゼーション

障害者の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じ（ノーマルにする）にしていこうという考え方。デンマークのバンク・ミケルセンにより提唱され、スウェーデンのベンクト・コリエにより世界中に広められた。（ノーマライゼーションの8つの原理）

1. ノーマルな一日のリズムを送る

1日の生活が、朝起きて、夜眠るといった、普通の生活リズムで過ごせる環境があり、本人の意思に反して生活の時間が決められることがないということが大切である。

2. ノーマルな一週間のリズムを送る

人は、自分の家だけでなく、学校や職場などの生活があり、その生活には、休日も含めた一週間のリズムがあり、複数の場での活動がその人らしく過ごせることが大切である。

3. ノーマルな一年のリズムを送る

一年には、季節の変化や伝統行事、誕生日などさまざまなイベントがあり、障害があるかどうかでこれらのイベントに参加できるかどうかが決まってしまうはいけない。

4. 個人のライフサイクルを通してのノーマルな発達の経験をする機会を持つ

誰でも、生まれてから幼児期、学童期、成人期、高齢期のライフサイクルを順に経験していくのであって、障害のある人のライフサイクルも、同じようなライフサイクルを経験できるようにすることが大切である。

5. 障害者の選択や願い、要望ができる限り考慮され尊重される

自分の好きなところに住み、好きなことをやり、それをするを家族の方や友だちに限らず、誰にも非難されるようなことがなくできることが大切である。

6. 男女が共に住む世界での生活を送る

障害の有無に関わらず、男性も女性もいる世界に住むことは非常に重要であり、同性とだけの関係しか構築できないというのは、それは決してノーマルなものではない。

7. ノーマルな経済水準を得る

障害のある人も、社会に参加して、基本的な経済活動を行えるようにするべきという考え方。児童手当や障害年金、最低賃金などの経済支援があることも大切である。

8. 設備が、障害のない人を対象とする施設と同じレベルのものである

障害があるという理由で、本人の意思に反して、特定の地域に作られた大規模施設などでの生活を強いられるようなことがあってはならない。

ノーマライゼーションのよくある誤解

◇「ノーマライゼーションとは人を「ノーマルにすること」ではない

ノーマライゼーションは、障害のある人の行動をなかば強制的に障害のない人に合わせるということではなく、障害のある人が社会で生活している多くの人と同様に多様性と選択性のある生活を送るためのもの。その社会の実現のために必要な支援は社会側がすべきだという考え方。

◇「ノーマライゼーションは特別な支援をなくすこと」ではない

ノーマライゼーションは、障害のある人が支援を受けずに生活できるようにするということではなく、障害のある人が不自由なく生活できる助けになる支援・サービスを推奨するという考え方。

◇「ノーマライゼーションは軽度な障害にのみ適用される考え」ではない

ノーマライゼーションの考えは、どんなに重度の障害を抱える人にも適用される。ノーマライゼーションの原理は、重複障害者があたりまえのことをするためにはたくさんの支援が必要になると指摘している。

◇「ノーマライゼーションは完璧を目指すもの」ではない

ノーマライゼーションは、誰もが完璧に自立した生活を送れる社会を目指す考えではなく、一人ひとりの、障害や能力などに応じて最適な支援や環境を整えることを目指す考え方。

ノーマルとは…「多様な選択肢があること」「YESもNOも言えること」

ノーマルであるためには…「想像力」と「創造力」

相模原殺傷、大規模施設に建て替え「反対」 県の部会提言へ 2017年4月30日 日経

相模原殺傷事件が起きた知的障害者施設「津久井やまゆり園」の再生基本構想に関する神奈川県障害者施策審議会の部会は30日までに、現在と同様の大規模な施設に建て替えないよう県に提言する方針を確認した。職員の精神的負担に配慮し、別の場所での建設も検討することにした。

次回会合では、入所者の家族会から意見を聴く予定。家族会は現在地での同規模施設の建て替えを望んでおり、異論が出る可能性がある。

4月27日の会合後、記者団の取材に応じた部会長の堀江まゆみ白梅学園大教授は、地域社会での共生を目指す障害者総合支援法の理念を踏まえ「あるべき姿は地域の中での充実した支援だ」と理解を求めた。

県は当初、入所者家族らの意向を踏まえてやまゆり園の建て替えを決めた。今年に入り障害者団体などから異論が相次いだため、建て替えの是非を再検討している。部会の提言を踏まえ、今年夏ごろに再生基本構想をまとめ、公表する方針。

2. 相談支援の基本姿勢 ② ソーシャルインクルージョン

○ ソーシャルインクルージョン (社会的包摂)

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念

※ ソーシャルエクスクルージョン (社会的排除) 貧困・障害・人種などの理由で社会との関わりが無くなり、孤立して社会から疎外されてしまう社会的差別を指す

インクルーシブな支援とは…

障害福祉施策だけでなく「一般施策」を視野に入れて

菊池桃子氏「1億総活躍」でなく「ソーシャル・インクルージョン」

2015.10.30 産経ニュース

第3次安倍晋三改造内閣の目玉政策「1億総活躍社会の実現」に向けた具体策を話し合う「1億総活躍国民会議」の初会合が29日、官邸で開かれた。民間議員に選ばれたタレントの菊池桃子氏は、会合終了後、記者団の取材に応じ、「1億総活躍」のネーミングが分かりづらいとして、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」という新名称を提案したことを明らかにした。（中略）

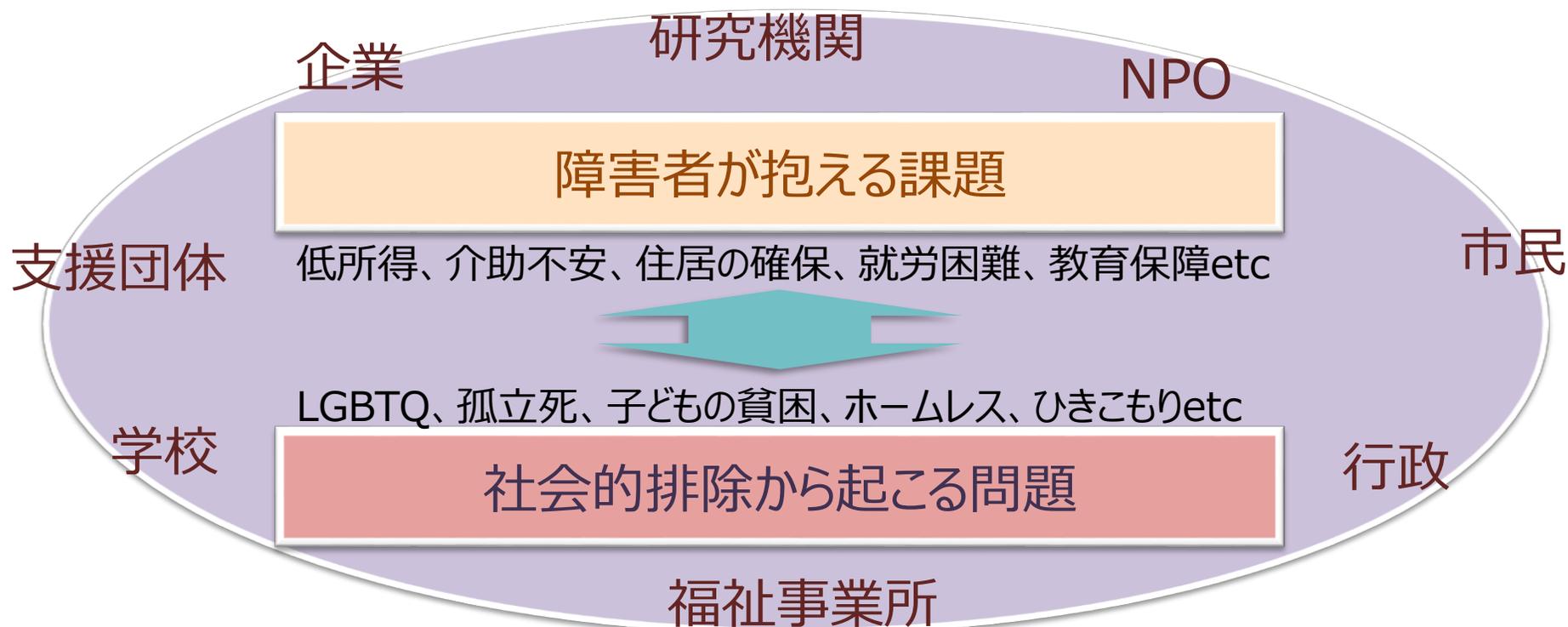
「ソーシャル・インクルージョンというのは、社会の中から排除する者をつくらない、全ての人々に活躍の機会があるという言葉でございます、反対の言葉は、対義語は「ソーシャル・エクスクルージョン」になります」（中略）

「今、排除されているであろうと思われる方々を全て見渡して救っていくことを、あらゆる視点から、今日各大臣がご参加いただきましたので、考えていただきたいと、そのように申し上げました」（後略）

基本的視点 5

社会的包摂の視点（社会の再統合）

誰も排除しない社会の実現に向け、あらゆる人、団体と連帯を深め、新たなつながりの深い社会をつくる。



充実に
限界

公
的
福
祉

高齢者

障害者

子ども

介護サービス

障害福祉サービス

子育て支援



複合的な課題

孤立化

支援の対象外

高齢者

障害者

子ども

引きこもり
障害のある困窮者
若年認知症
難病患者 など

包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て + 資源開発

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

○法の対象者は、生活保護受給者以外の生活困窮者です。

○失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者、矯正施設出所者…さまざまな人たちが考えられ、こうした複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人たちへの対応が重要です。

対象者で切ってきた相談体制を、生活困窮者という一つの入り口で、どんな人も断らないという仕組みができた！

生活保護の60代女性死亡 札幌、電気止められ 2018年7月31日 毎日

北海道警は31日、札幌市西区で29日に60代の女性が熱中症による脱水症状で死亡していたと発表した。道警によると、女性は1人で共同住宅に暮らす生活保護受給者で、部屋にはクーラーと扇風機があったが、電気を止められていた。

住宅内の別の女性が29日、「最近姿を見ない」と110番し、倒れている女性を発見。搬送先の病院で死亡が確認された。道内で今夏、熱中症による死亡が判明するのは初めてとみられる。

～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 } による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

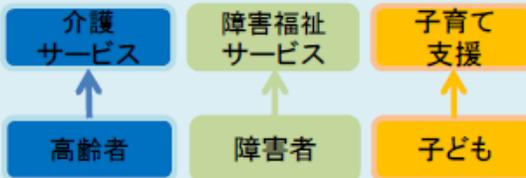
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

共生社会とは、必要とされない人は誰もいないのだ
ということはどうやって具現化するかが重要な視点

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

2. 相談支援の基本姿勢 ③ エンパワメントとストレングス

○ エンパワメント

本来は「力をつける」という意味であるが、社会福祉においては、障害を持った方、あるいはその家族が、より内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、自立する力を得ること、自らの力を自覚して行動できるようサポートすることをいう。

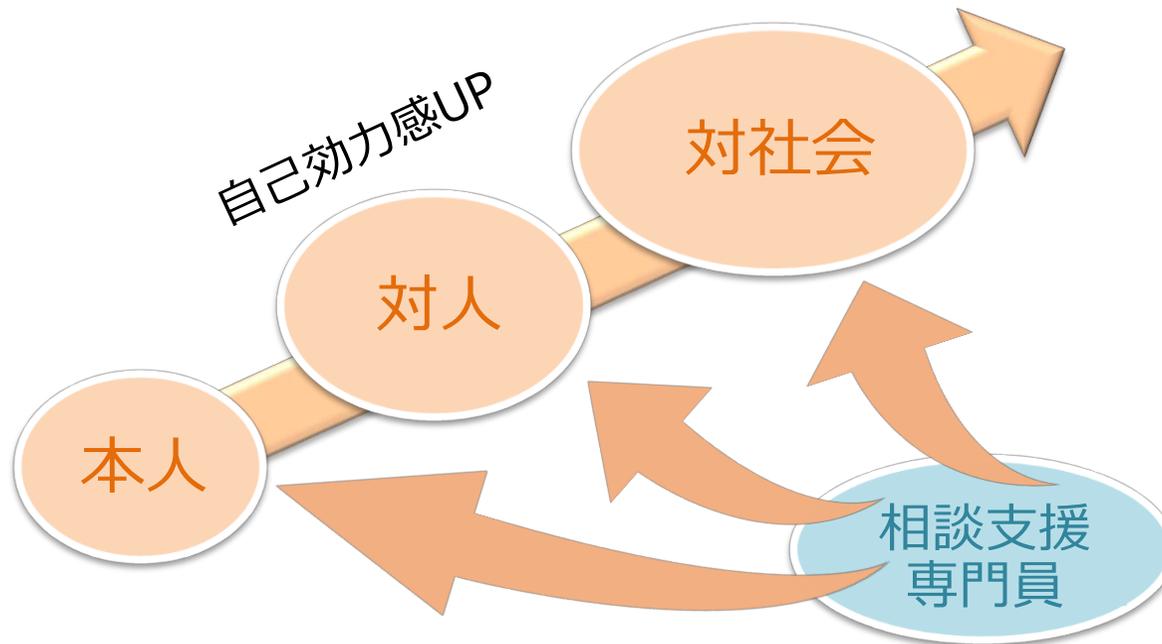
支援の根本的な目的はやはり、個々の人をエンパワメントすること。その人その人ごとに異なる、ふさわしいエンパワメントが必ず存在する。

エンパワメントするというのは、個々の人が、「生きているって、けっこう悪くないな！」「こんなこともしてみたい、あんなこともしてみたい！」「そのために私はこうしよう！」と、その人なりの希望を持って生きる気持ちになれるように手伝う、ということだ

基本的視点 4

エンパワメントの視点（当事者による社会変革）

本人が周囲の人々や社会に働きかけ、社会を変えることで課題を解決していくために、環境に働きかける。



従業員の75%が知的障害者でも全国シェア40%を誇る中小企業 日本理化学工業株式会社 大山 泰弘会長

（前略）懸命に仕事に取り組む彼女たちの姿勢に感銘を受けると同時に、仕事に熱心に取り組むあまり疑問を覚えるように。「なぜ楽な施設で過ごすことよりも、つらい思いをしてまで工場で働くことを選ぶのだろう？」そんな時に出会った住職の言葉がこれだ。

「人間の幸せは、ものやお金ではありません。人間の究極の幸せは、次の4つです。その1つは、人に愛されること。2つは、人にほめられること。3つは、人の役に立つこと。そして最後に、人から必要とされること。障害者の方たちが、施設で保護されるより、企業で働きたいと願うのは、社会で必要とされて、本当の幸せを求める人間の証なのです」

周りの人に必要とされるならば、知的障害者だろうが健常者だろうが関係はない。「ありがとうございます」とただこの一声で喜びを感じて、どんどんと仕事に打ち込める、やる気ができる。知的障害者に限らず、ちょっとした配慮を会社にしてもらうことで周りの人とコミュニケーションをとったり、与えられた業務を真面目に頑張って取り組むことができる。普通はまとまっている休憩時間を小刻みに分けるだけで、働きやすくなったりするものなのだ。

「彼らの理解力に合わせた仕事の方法を考えてあげれば、安心して持てる能力を発揮して、生産性も決して健常者に劣らない戦力になってくれるのです。大切なのは、働く人に合わせた生産方法を考えることなのです」

エンパワメントの視点と環境整備

エンパワメントという単語そのものは「能力をつける」「権限を与える」という意味である。

ただし、従来のさまざまな考え方の枠組みが、障害者の「能力」や「権限」を訓練や指導によって後から付加されるものとみなしてきたのに対して、エンパワメントという考え方のもとでは、「障害者には本来ひとりの人間として高い能力が備わっているのであり、問題は社会的に抑圧されていたそれをどのように引き出して開花させるかにある」と考えるのである。

つまり、社会的な抑圧のもとで、人間としての生き方が保障されてこなかった障害者自身に力をつけて自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていかうとするのがエンパワメントという考え方であり、手法である。

久保耕造（財）日本障害者リハビリテーション協会発行

「ノーマライゼーション 障害者の福祉」1997年8月号（第17巻 通巻193号）より

なぜ、アメリカでは障害者を「弱者」と呼ばないのか？

アメリカ人と日本人では障害に関する考え方が大きく違う。そもそも英語では障害者 (disabled people) とは言わない。障害を持つ人、**障害と共に生きる人 (people with disabilities)** という言い方をする。子どもの場合は、障害児 (disabled children) とは言わず、**特別なニーズのある子ども (children with special needs)** と呼ぶのが一般的だ。あくまでも「人」に焦点を当て、私たちには人間として同じ権利があることを強調する。

そして、アメリカ人はそれを子どもの頃から自然に学んでいく。「インクルージョン・クラスルーム」と言って、障害児も健常児 (typical children) も同じ学校に通う。障害のあるすべての子どもたちが、健常児と同じように学ぶことができる「環境」を提供することは、公立学校の義務であると法律で定められているのだ。(中略)

障害や病気のある人を「弱者」とは呼ばない。もし、彼らを “weak people (弱者)” などと呼んだら、アメリカ人は間違いなく「差別だ」と言うだろう。**もし、障害者が「社会的弱者」であるとしたら、社会が変わる必要がある**と彼らは考えるのだ。(中略)

『善意の人々からの浅い理解は、悪意の人々からの絶対的な誤解よりも苛立たしい』キング牧師はそう言った。

障害者に対して悪意を抱いている人は少ないだろう。しかし、私たちの理解は深いと言えるだろうか？ 彼らを「弱者」と分類し、無意識に差別してはいないか？

私たちが目指すべき社会は、弱者を思いやる社会ではなく、「弱者をつくらない社会」だと思う。

佐藤由美子氏 米国認定音楽療法士 著書「ラスト・ソング」「死に逝く人は何を想うのか」

2. 相談支援の基本姿勢 ③ エンパワメントとストレングス

④ ストレングス

ストレングスとは

英語の「強さ」「力」という意味 本人の「強み」や「ポジティブな特性」

ストレングス視点とは

障害のある人やその家族、地域などが持っている強みや能力、可能性といったストレングスに注目した考え方

ストレングスモデルとは、

本人やその家族、地域などが持っている強みや能力、可能性といったストレングスに注目し、それを引き出して活用していこうとするもの

ストレングス（strengths）視点の焦点は「病気（病理）」や「障害そのもの」ではなく「可能性」です。

- ①その人が本来持っている強さ、健康な側面、得意なこと、潜在的な能力、暮らしていく中で獲得した様々な技能（関心、コミュニケーション、日常生活上のノウハウ）等
- ②その人を支えるプラスの環境のストレングス

ストレングスは、一見弱みに見えるものの中にも実は存在するなど奥が深いものです。強さへの気づきはその人の「自分らしさ」へ向かう推進力（燃料）となる大事な社会資源への気づきとも言えます。

～ストレングスは生きていく活力～

全員ひきこもり それが強み 都内の I T 企業好評 2018年5月14日東京新聞

全従業員が「ひきこもり」という共通点を持つ I T 企業が東京都内にある。社名は「ウチらめっちゃ細かいんで」。ひきこもりの人たちに多い繊細さや感受性の高さを生かし、きめ細かいサービスを売りにする。「負」のイメージを「強み」に変える手応えをつかんでいる。

「ウチらめっちゃ細かいんで」は、本社を千代田区に置いているが、11人の社員・アルバイト全員が在宅勤務。業務連絡はすべてインターネットでやりとりする。

「これなら、ひきこもりながら仕事ができる」と説明するのは佐藤啓社長。「ひきこもりの当事者は真面目で細かく、能力が高い人も多い。なのに活躍できていないのは、企業の働き方の問題だと理解した」と語る。

設立は昨年12月で、業務内容はホームページ制作やアプリ開発など。現在は仕事の受注にスタッフの態勢が追い付かないほどだ。「細かいところまで気を使ってもらえる」「次も依頼したい」などの声が寄せられているという。

社員の一人、平野立樹さん（34）は通算10年近くのひきこもり経験を持つ。高校一年の時、母親をがんで亡くした。大学受験へのプレッシャーも重なったのか、通学途中に突然吐き気がして通えなくなり、高校を中退。次の専門学校も半年で辞め、大学入学資格検定（当時）に合格して進んだ大学も1年半で中退した。

その後、好きな時間に自宅で受講できる通信制大学を卒業。ひきこもりからの出口を求めて自助グループにも参加したが、今度は「その居場所にひきこもってしまった」。一步踏み出そうとしては逆戻りの繰り返しだった。

転機は昨年4月。都内であった当事者らの対話イベントで、同じテーブルにいた佐藤社長が I T、在宅勤務、ひきこもりという三つのキーワードに秘められた可能性を語った。社長のいともひきこもりだった。

「チャンスかも」。直感し、その夜、佐藤社長に電子メールを送った。「何かお手伝いできることはないですか？」

会社設立前から社長を支えるスタッフとなった平野さん。現在は I T 業界の人材不足に着目し、ひきこもり当事者が自宅でプログラミングを学べる講座など教育事業のリーダーを任されている。「今も続けられているのが、自分でも信じられない」と、この1年間を振り返った。

障害者文化芸術活動推進法」が成立

2018年06月19日 毎日

障害者によるアートを広めることを目指す「障害者文化芸術活動推進法」が5日、衆議院本会議で全会一致で可決、成立した。国に対し、障害者芸術を後押しする基本計画の作成を求めることなどが柱。同法は超党派による議員立法で、公布と同時に施行される。

同法は基本理念として、（1）文化芸術活動の促進（2）芸術性の高い作品の創造に対する支援強化（3）地域での作品発表の促進—を掲げた。その上で、国に対して障害者の芸術活動を推進する基本計画を策定するよう義務付けた。

また、障害者が芸術を鑑賞する機会を増やすよう、音声や手話による説明を促進。障害者が福祉施設や学校で芸術を創造するための環境整備も盛り込まれた。さらに障害者作品の所有権や著作権など権利に関する契約締結の指針を作成するよう求めている。

また政府が、関係省庁で構成する障害者文化芸術活動推進会議を設けるよう定めた。学識経験者で構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議も設ける。

2. 相談支援の基本姿勢 ④ 本人主体

「本人主体」（本人中心、利用者主体、利用者本位）
= 本人が中心となり、主体となる(自分で選んで自分で決める)

誰のための支援であり福祉なのか
専門職という人たちは何をする人なのか
どういふ地域社会を創っていかなくてはいけないのか
……………あたりまえすぎるけど「本人主体」

駒澤大学 佐藤光正氏 事例分析の方法より

支援者側から表記すると・・・

「5年前から精神科病院に入院している53歳のUさんは、22歳の時に発病、入院歴(10数回)の患者である。現在、開放病棟におり病状は安定しているが、療養態度に多くの問題があり、「扱いにくい患者」であり退院の目途は立っていない。これまでP S Wとの関わりはほとんどなかったが、今回母親が亡くなり入院費の滞納が問題化したことで、看護師長を通じてP S Wに生活保護申請の説得を含めて立て直しをするよう依頼された。」

利用者本人側から表記すると・・・

「約30年前から病気と言われ、これまで入退院を繰り返してきた。今は先生からも病気はかなり落ち着いてきたねと言われている。だけど病棟では何をしても文句をつけられ、口うるさく行動を規制される、また意味のないプログラムややりたくもない仕事を勧められ、拒否すると「現実検討力が足りない」と怒られてしまう。ここでは夢を持つことさえも許されず、自分のやりたいようにやらせてもらえない。他人の世話にだけはなりたくないのだが、生活保護を勧められて困っている。自分の知らないところで医者や看護師が動いてP S Wとやり取りをしているらしい。」

2. 相談支援の基本姿勢 ④ 本人主体

○本人中心という視点に徹底的にこだわる

本人の生活がある、望む暮らしがある。

それを明らかにし、常に中心に据えながら支援するのが本人中心の支援。

「本人の望む暮らし」から始めなければ支援者中心の支援になってしまう。

○想いや考えを受け止めるということ

いろいろな人がいるんだなあって理解すること

否定しない、押しつけないこと

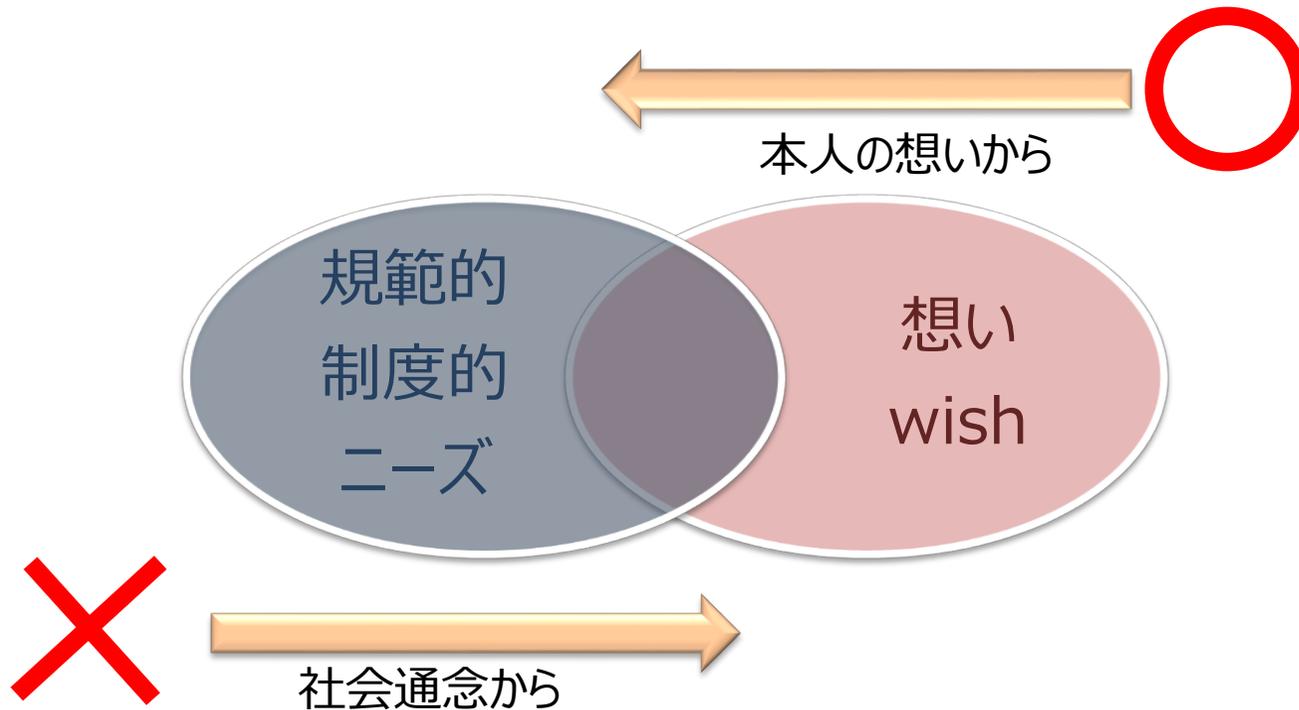
思いや感情を素直に出せるように配慮すること

秘密保持は相談支援の大前提

基本的視点 1

当事者の視点（個性の尊重）

社会通念や既存の制度から障がいを捉えるのではなく、常に本人に寄り添って「思い」を捉える。



サービス提供の基本的な考え方 = 利用者中心のサービス提供

どのような支援があれば達成できるかの分析



現在の状況

初期状態

利用者の意向

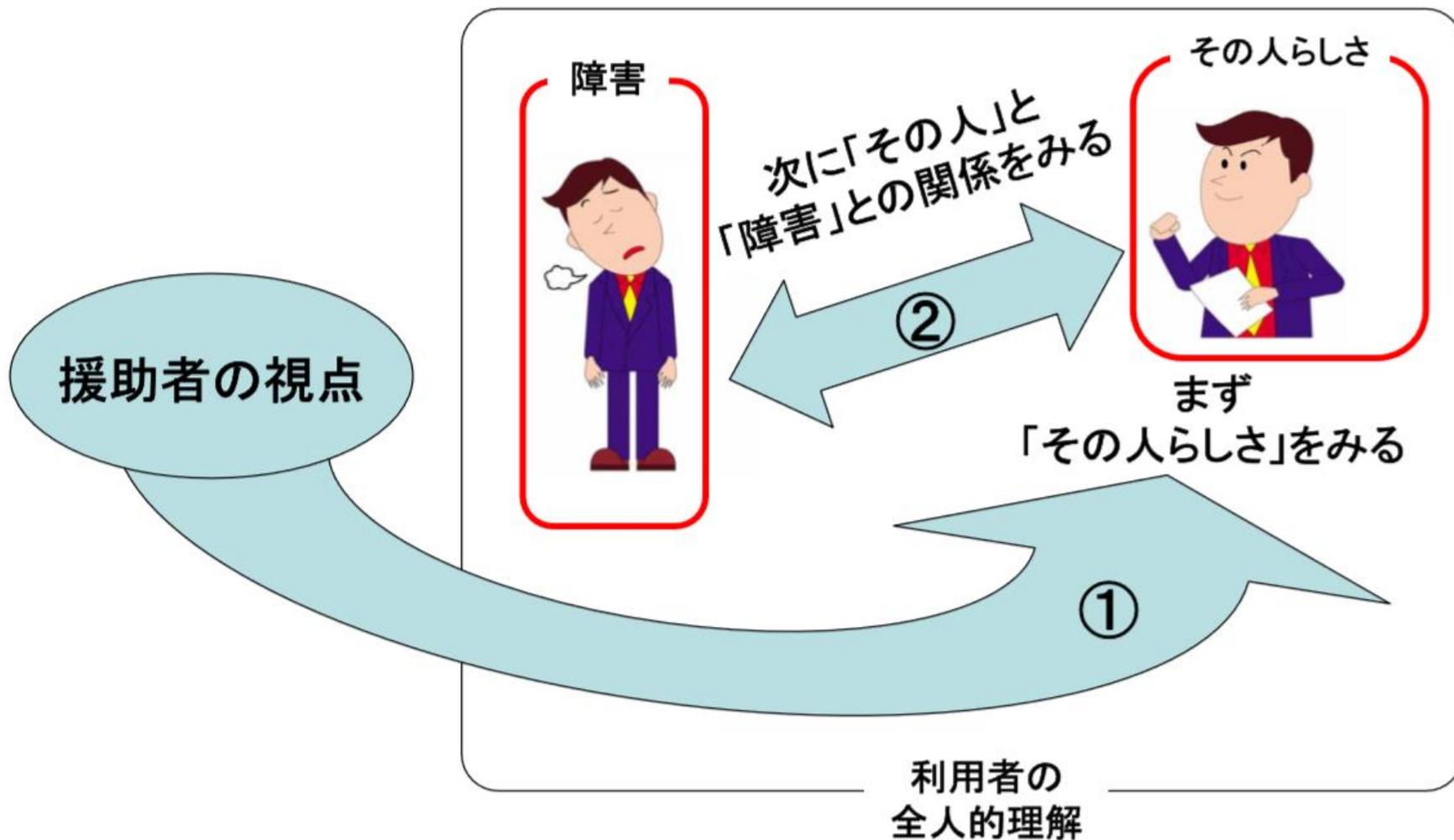
利用者の望む生活が実現
するよう支援を組み立てる

実現したい状況

達成すべき状態

「人」優先の理解

「人」より先に「障害」があるわけではない



3. 障害のある人の地域生活支援

障害のある方の地域生活における社会資源の役割や支援内容を理解する

地域生活支援とは、相談支援の「目的」そのもの

①個別性を重視した地域生活の総合的支援

住まいの場、日中活動、余暇社会参加支援等、個々のおかれた状況により多様な視点での支援が必要

②地域移行・地域定着支援

長期入院している人や施設に入所している人が、地域の中で普通に暮らすための支援プロセスを理解することが必要

③ライフステージを視野に入れた継続的な支援

移行期の重要性

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年8月5日公布

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

3) 地域社会における共生等 (第3条関係)

・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

国及び地方公共団体は、もがらうまでには定めた基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。

・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

7) 施策の基本方針(第10条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。

・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

相談支援が考える暮らしの支援とは

「どこで、誰と、どのように暮らすのか」を考える

- ◎ 本人にとっての暮らしやすい地域、場所はどこか
- ◎ 誰と、どのように暮らしたいのか
- ◎ どのようなことをして暮らしたいのか
- ◎ 本人は何ができるのか、何をするのか
- ◎ どんな配慮、支援が必要なのか を理解して
- ◎ どんな人たちの協力が必要なのか
- ◎ どのようにして決定するのか
- ◎ いつ、誰が、何をするのか を考える

そもそも「地域生活」ってなに？「地域」ってどこ？

「地域」って施設以外ってこと？ グループホームは「地域」？

地域生活って…

- ・「ここが私の生きるまち」だって思える暮らし
- ・自分が住みたいと思う場所で、人としてあたりまえの存在として暮らし、さりげなくその土地の風景の一部になって生きること。

だとしたら…

- ・地域と交流のないような、日課が優先され、融通の利かないグループホームの暮らしだとしたら、それって…。
- ・「住み慣れた地域で暮らす」と謳ってしまった時点で、その地域にGHを作らなければ、「住み慣れない地域で暮らす」というフレーズに変わってしまう。

「地域での暮らし」を支援することとは

地域生活とは

- ・「地域」とは、いろいろな人との関わりがある場所。
本人のことに関知しない人、「支援する人」でも「支援される人」でもない人が大勢いる。
- ・「地域」での生活は、本人を支援する人たちの目の届く範囲だけで行われることはない。
- ・目の届かない多くの関わりの中で生まれる摩擦や相互理解のなかで、本人には日常生活に具体的に役に立つ経験や知識を身に付けていく
- ・支援する立場には、その可能性を閉ざすことなく、本人自身による挑戦と失敗を見守ることが求められる。

どこで誰と暮らしたいか？

〈在宅生活〉

- 生活や関係性を継続出来る。
- 見守りや緊急時の対応など家族の犠牲なしでは成り立ちにくい。

〈入所施設〉

- 生活や関係性の継続は困難。本人の尊厳は損なわれやすい。
- 終の棲家として自ら施設を選ぶ人はいないかも知れない。

〈グループホーム〉

- 地域に住み続けることが出来る。
- 生まれ育った地域を離れなければ生活や関係性の継続は可能。
- 地域との交流がなければ地域生活の実感はないかも知れない。
- 障害基礎年金のみで生活することは難しい地域もある。
- 少人数ではあるが、ミニ集団生活である。

障害者基本法

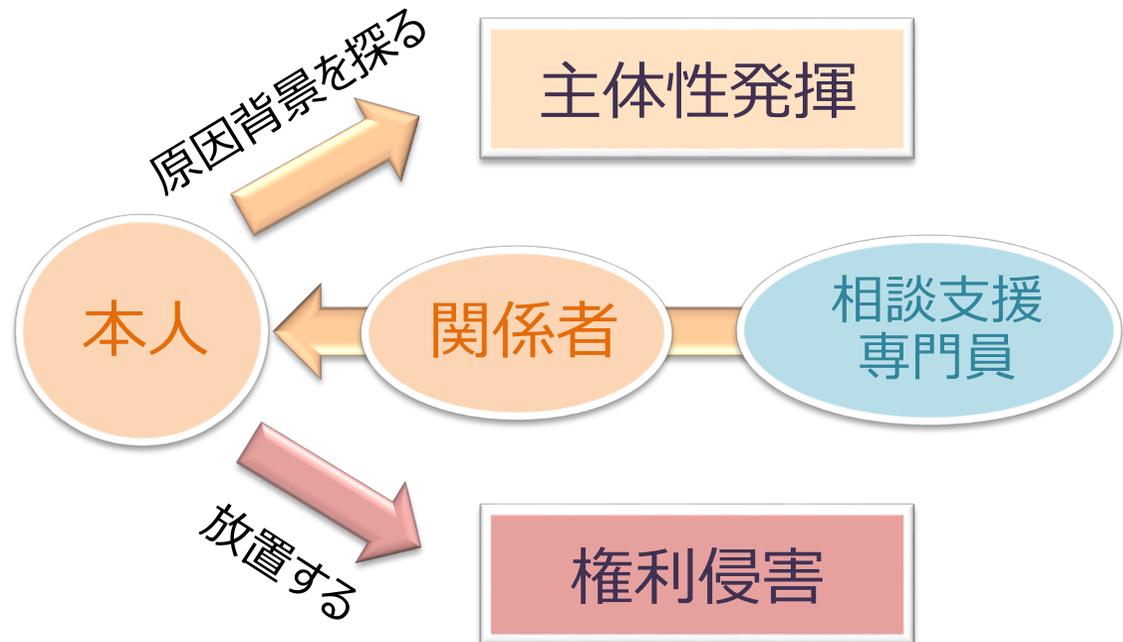
- **第三条**（地域社会における共生等）
- 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
 - 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保

基本的視点 3

自立・自己決定の視点（主体性発揮）

本人が主体性を持った人であると捉え、主体性を発揮できるように本人と周囲に働きかける。（発達保障と同義）

重症心身障害で反応がない
自傷他害を繰り返す
精神医療から抜けられない
アディクションが収まらない
犯罪を繰り返す
何度も約束を反故にする



「自立」とは「依存」先を増やすこと

東京大学先端科学技術研究センター准教授 熊谷 晋一郎

（前略）それまで私が依存できる先は親だけでした。だから、親を失えば生きていけないのでは、という不安がぬぐえなかった。でも、一人暮らしをしたことで、友達や社会など、依存できる先を増やしていけば、自分は生きていける、自立できるんだということがわかったのです。

「自立」とは、依存しなくなることだと思われがちです。でも、そうではありません。「依存先を増やしていくこと」こそが、自立なのです。これは障害の有無にかかわらず、すべての人に通じる普遍的なことだと、私は思います。（後略）

4. 障害のある人の権利擁護

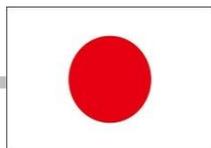
相談支援のはたすべき役割について理解する

- (1) 障害者権利条約
- (2) 障害者虐待防止法
- (3) 障害者差別解消法
- (4) 意思決定支援

2007年 国連

2014年批准

「障害者権利条約」に署名



2011年「障害者基本法」が改正

国としての基本的な姿勢、考え方を示す

2012年「障害者虐待防止法」の施行

障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防

2013年「障害者総合支援法」施行

誰もが住み慣れた地域での生活を実現するため

2016年「障害者差別解消法」施行

障害を理由とする差別の解消

そもそも権利擁護とは？

日本語として考えると・・・

「権利」

生まれながらにあるもの

ある物事を自分の意思によって、自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力。

「擁護」

権利を行使するためのお手伝い

危害、破壊を加えようとするものから、かばい、まもること。

権利擁護って…

【消極的な権利擁護】

- ・差別をなくす
- ・虐待を無くす
- ・地域で暮らす
(入所施設からの地域生活移行)

★虐待・差別等の問題



《障害者差別禁止法》
《障害者虐待防止法》

【積極的な権利擁護】

- ・自己決定プロセスへの支援
- ・共同自己決定のネットワーク
- ・第三者の視点

★自立、自己決定、
エンパワメント、
インクルージョンの議論



《その人らしい生活》

4. 障害のある人の権利擁護 ① 障害者権利条約

「障害者の権利に関する条約」について理解する

2014年1月20日「障害者の権利に関する条約」を批准し、140番目の締約国となる

「障害者の権利に関する条約」前文の主な内容

- ・ 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利を有していること。
- ・ 障害者の多様性を認め、すべての障害者の人権を促進し、及び保護することが必要であること。
- ・ 障害者が、世界のすべての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮すること。
- ・ 障害者にとって、個人の自律（自ら選択する自由を含む）及び自立が重要であること。
- ・ 障害者が、政策及び計画に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであること。
- ・ 障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境、健康及び教育並びに情報及び通信についての機会が提供されることが重要であること。

1. 障害者権利条約と相談支援

障害者の権利に関する条約:

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

スローガン

「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」

(Nothing about us, without us)

条約の構成(具体的な権利の内容)

第 6条 : 障害のある女子
第 7条 : 障害のある児童
第 8条 : 意識の向上
第 9条 : 施設及びサービス等の利用の容易さ
第10条 : 生命に対する権利
第11条 : 危険な状況及び人道上的緊急事態
第12条 : 法律の前にひとしく認められる権利
第13条 : 司法手続の利用の機会
第14条 : 身体的自由及び安全
第15条 : 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由
第16条 : 搾取、暴力及び虐待からの自由
第17条 : 個人をそのままの状態で保護すること
第18条 : 移動の自由及び
国籍についての権利

第19条 : 自立した生活及び
地域社会への包容
第20条 : 個人の移動を容易にすること
第21条 : 表現及び意見の自由並びに
情報の利用の機会
第22条 : プライバシーの尊重
第23条 : 家庭及び家族の尊重
第24条 : 教育
第25条 : 健康
第26条 : ハビリテーション (適応のための
技術の習得) 及びリハビリテーション
第27条 : 労働及び雇用
第28条 : 相当な生活水準及び社会的な保障
第29条 : 政治的及び公的活動への参加
第30条 : 文化的な生活、レクリエーション、
余暇及びスポーツへの参加

条件をつけられる命なんてない　LGBTは子供を作らない、つまり『生産性』がないとし、支援のための税金投入に反対する主張を投げかけた問題

筋ジストロフィーで生活の全てに介助が必要な詩人、岩崎航さんが、杉田水脈議員の寄稿を読んで真っ向から対抗

(前略)「生産性がない」から、支援の必要もないと言っている部分は、LGBTの方たちに限らず、重度の障害者にも及ぶ攻撃です。重度の心身障害者に対して、働いていない、または税金を納めないで、税金だけ食いつぶしていると考え、だからその人たちを支援する社会保障の予算は無駄なのだという人はいます。杉田議員の主張はそれとほとんど同じで、障害者差別にもつながる考え方だと受け止めました。

人の存在は条件付きで認められるものではない

彼らの「生産性がない」という理屈をもとにして言えば、私もそこに入る人間です。子供が生まれる、生まれなくて社会に貢献しているかどうかを決めるという発想自体が馬鹿げています。生産性のあるなしという基準で人を見ることが、人間を馬鹿にしているということです。(中略)人は、「～ができるから」「～ができないから」という理由で、生きていいかを決められませんし、決められるはずもありません。「たくさん働いて、たくさん税金を納めている人が偉い」という価値観に染まり、いつの間にかそうでない人は価値がないという見方が広がっています。杉田議員や植松被告は、自分が設けた基準で排除される側には決してならないという自信があるのでしょう。しかし、人はいつどうなるかわかりません。何かの不幸があって途中で重度障害を負うこともあるでしょうし、年をとったら全ての人が支援を受ける立場になる。

支援される立場になる、ということをも自分ごととして考えていないから、支援に対して身勝手な基準を設けることができるのでしょう。そんな誤った考えは断固拒絶しなければなりません。

ただ、そこに居るだけでいい、生きていてだけで十分というのが人の命であるはずで、外部から条件なんてつけてはいけなく、つけられるはずがない。そんな貧しい思想を流してはいけなく、許してはいけなく

障害者水増し、数千人規模 複数省庁、雇用0%台

2018年8月22日 中日

中央省庁が雇用する障害者数を水増ししていた問題で、国のガイドラインに反して昨年の雇用者に算入していた人数が各行政機関合わせて数千人規模に上がることが分かった。水増し分を除いた実際の雇用率が0%台になる官庁が複数あることも判明。財務省や経済産業省が水増ししていたことや、法務省と気象庁でも障害者手帳などを確認せずに雇用率に算入していた疑いが判明し、計七省庁に拡大した。（中略）

厚労省は、各省庁など国の33行政機関で計約6900人の障害者を昨年雇用していたと発表した。数千人規模の雇用を事実上、偽っていたことになる。障害者団体が「障害者の雇用の機会が奪われた」と反発するなど、制度に対する信頼が根本から揺らいでいる。

複数の関係者によると、指針の理解不足によるミスとみられるケースもあるが、一つの省庁だけで数百人を算入していた例も複数あった。0%台の省庁も少なくなく、各省庁の人数を積み上げると「影響人員は数千人規模になる」（政府関係者）という。「ほとんど全ての省庁が該当しない人を含めていた」との証言も出ている。水増しを巡っては、野田聖子総務相が公にしたほか、国土交通省と農林水産省も共同通信の取材に大筋で認めた。

障害者雇用促進法は一定割合の障害者雇用を義務付けている。国や自治体の法定雇用率は、企業より0.3ポイント高い2.5%に設定。厚労省が毎年六月の雇用状況の報告を求めている。（後略）

4. 障害のある人の権利擁護 ② 障害者虐待防止法

障害者虐待防止法について理解する

◇ 正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

◇ 「障害者虐待」を次の3類型に分類

- ① 養護者による虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

障害者虐待の疑い、元施設職員の男逮捕 下関市

2015年6月10日

山口県下関市の障害者施設「大藤園」に通っていた知的障害者を虐待したとして山口県警長府署は10日、山口県防府市西浦、元施設職員の無職、柳信介容疑者（35）を暴行の疑いで逮捕した。県警は施設も家宅捜索、柳容疑者が繰り返し虐待をしていた可能性もあるとみて調べている。

同署によると、柳容疑者は「被害者が作業をしようとしなかったのでやった」と容疑を認めている。逮捕容疑は昨年2月12日午前10時ごろ、施設の訓練作業室で、通っていた下関市の男性（当時20）に暴言を浴びせながら、胸ぐらをつかんで体を揺さぶり、頭部を3回平手打ちした疑い。

施設によると、別の職員も通所者に「殺す」「ばか」などと暴言を吐いた疑いがあり、施設は弁護士を含む第三者委員会を設置、全容解明を進める。

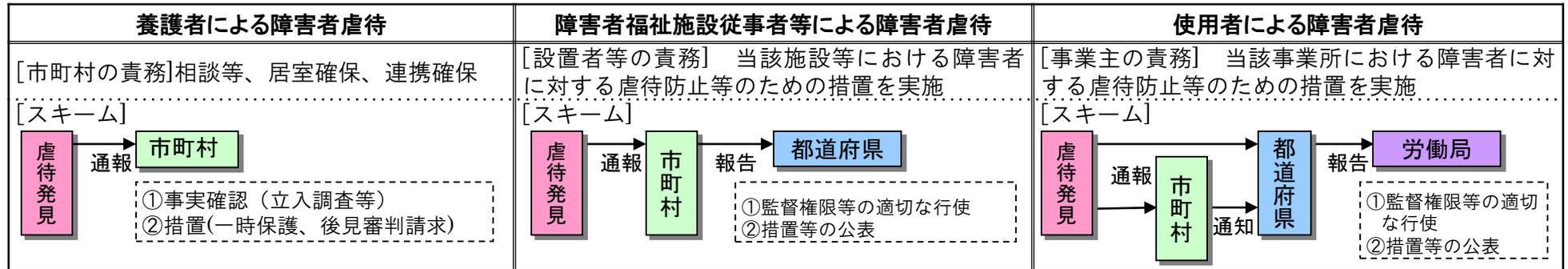
大藤園をめぐるのは、柳容疑者が男性を平手打ちするなど、施設内で通所者が虐待されている映像が5月にテレビで放送され、県警が捜査を開始。施設関係者が6月5日、暴行容疑で柳容疑者を刑事告発していた。施設は、4日付で柳容疑者を懲戒解雇した。

5つの虐待行為とは？

身体的虐待	身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること
性的虐待	わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること
心理的虐待	著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的な言動その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
ネグレクト (放棄・放置)	食事や飲み物を与えない、長時間放置すること、(事業所や企業の場合は)他者からの虐待行為の放置や養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に**速やかな通報を義務付ける**とともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の**施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置**を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

平成28年度都道府県・市区町村における 障害者虐待事例への対応状況

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の 対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,606 件 (4,450 件)	2,115 件 (2,160 件)	745 件 (848 件)	虐待判断 件数	581 件 (591 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,538 件 (1,593 件)	401 件 (339 件)			
被虐待者数	1,554 人 (1,615 人)	672 人 (569 人)		被虐待者数	972 人 (1,123 人)

(注1) 上記は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、「平成28年度使用者による障害者虐待の状況等」(平成29年7月26日公表)のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

虐待対応協力者としての相談支援事業者

- ・サービス等利用計画作成や地域の相談支援において、障害者の虐待を発見しやすい立場にある。
- ・各種の相談を通して障害者虐待にいち早く気づき、発見することが重要。
- ・困難事例の相談や不適切な支援がある場合は特に注意が必要。
- ・相談内容に「虐待」という言葉が含まれていなくても、内容として虐待が疑われるものがあれば、虐待を視野に入れ、聞き取る事が必要。

虐待対応協力者としての相談支援事業者

- ・個人対応での見落としを防ぐために、それぞれの職員が受けた相談を一人で抱え込まず、相談内容を組織として共有していくこと。
- ・相談支援専門員は虐待を発見した場合、市町村へ迅速に通報しなければならない。
- ・通報後は市町村の求めに応じて、市町村と連携協力し、虐待対応について協議を行う。
- ・必要により訪問時にも同行。
- ・個別ケース会議への参加と役割担当。

虐待かも？と感じるには

* 同じものを見ても、聞いても、
知識がなければ、「気づくことはできない」

⇒相談員：なにを見たら、聞いたら、
どう動くのか？

⇒相談員：どのような支援が虐待、
あるいは虐待の可能性があるのか？

⇒地域：「気になる」声、音、姿、家の状況……

弟「なぜ…」、自答の日々 障害の兄、母が殺害し自殺か 2016.6.7朝日

新潟県三条市の自宅で50歳の男性が殺害された。行方不明になった同居の母親(73)が翌日朝、遺体で発見された。男性は知的障害があったとみられ、県警は悩んだ母親が殺害後、自殺を図ったとみている。なぜ止められなかったのか。家族で一人残された40代の弟は心を痛めている。

5月8日午後8時ごろ。帰宅すると、テレビの前の床に封筒が二つあった。一つには自分の名前。4年前に亡くなった父に触れながら、兄と一緒に父の元に行くと言われていた。慌てて3階に駆け上がると、兄が自室で血まみれになっていた。そして母は翌朝、自宅から約2キロ離れた用水路で遺体で見つかった。

捜査関係者や近所の人によると、男性は仕事がなく自宅にこもりがちだった。家族はそのことを限られた親戚らにしか話さなかった。小学校では特殊学級を勧められたこともあったが、入らなかった。
(中略)

一方で、転機になりそうな出来事もあった。昨年秋、兄は胆石を患って入院。大好きだったたばこをやめ、朝はきちんと起きるようになった。小言の多かった母親との関係も少し良くなった。

そのころ母親は兄について病院に相談し、障害基礎年金の申請を促された。事件後に家を整理すると、市役所から届いた申請受理の書類が出てきた。書類の日付は5月2日だった。

「なぜ今なのか。考えれば考えるほどわからない」。事件を防げなかった訳を自問自答するしかない。「自分も両親も、兄のことを他人に話せなかった。もっと早く相談していれば、こんなことにはならなかったかも」。弟は声を震わせながら続けた。「家族だけではどうにもできない問題がある。勇気を出して誰かに助けを求めてほしい。こんな悲劇は自分の家族で最後にしてほしい」

書き置きがあった仏間では、鉢植えのユリが咲いていた。事件が起きた8日は、母の日だった。

正式名称は

「障害者虐待の防止、障害者の
養護者に対する支援等に関する法律」

「 障害者虐待を本気で0にする！ 」

愛知県相談支援専門員協会（ASK）

4. 障害のある人の権利擁護 ③ 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について理解する

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

「障害者差別とは、合理的配慮を除いて、障害者に健常者と異なる扱いをすることすべてです！」

障害者差別解消法の概要

参考：障害者基本法

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 **社会的障壁の除去**は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、**その実施について必要かつ合理的な配慮**がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

「社会的障壁」とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの

- ①物理的な障壁・社会における事物
(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度的な障壁
(利用しにくい制度など)
- ③文化・情報面での障壁
(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④意識上の障壁 (心の壁) ・ 観念
(障害のある方への偏見など)

「合理的配慮」とは？

1. 日常生活や社会生活における制限（暮らしにくさ）をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置（乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供など）
2. 「意思の表明」は、言語（手話も含む）その他の意思疎通のための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も含み得る

4. 障害のある人の権利擁護 ④ 意思決定支援

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

【障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインより】

○改正障害者基本法

【第23条】（相談等）

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者・・に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

○障害者総合支援法

【第42条第1項】（指定障害福祉サービス事業者等の設置者の責務）

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに・・（以下略）

○成年後見制度利用促進法

第3条（基本理念）

成年後見制度の利用の促進は・・成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと・・等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

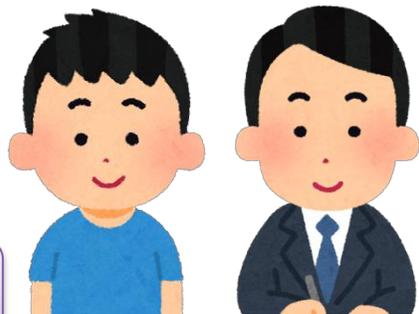
どんな人にも「意思」がある

「意思」…「心の中に思い浮かべる何かをしようという考え、思い」

「意志」…「物事をなすにあたっての積極的な
こころざし」

「意思」が思いをあらわす中立的な言葉であるのに対し
「意志」は、はっきりと「決定された考え」を表す言葉。
すなわち「意思」は、漠然とした思いをも含む概念であり
どんなに障害の重い人でも「意思がある」ということ。

暮らし方を決める 〈選択の機会〉



相談センター

意向確認
アセスメント

意思疎通

意向・特性・環境
対人関係 など

情報提供

意思決定支援は相談支援専門員の「専門性」の象徴

情報の受
容・伝達の
能力 など



写真・パンフレット・ホー
ムページ 等

意思決定



意思実現

意思表出

決定能力
表出の配慮
決定のため
の会議

見学



実際に見て、話を聞く

意思形成



体験

実際にやってみる



相談・助言

「意思決定」とは…

「意思決定」とは「ある目標を達成するために、複数の選択可能な手段の中から最適なものを選ぶこと」であり、「選択」という要素があることが大切です。

「意思決定支援」とは、漠然とした「思い」や「考え」を形にし、本人が主体的に何かを選択していくことを支援するプロセスであり、どんなに障害の重い人でも意思決定はできます。

また、意思決定をする意識は、使えば使うほど強まり、成長していくものです。

「人は、二者択一の繰り返しで太っていく」

日本相談支援専門員協会顧問 福岡寿氏

意思決定支援とは

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を 送ることができるように、**可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援**し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、**最後の手段として本人の最善の利益を検討**のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する三要素

本人の判断能力

本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる

意思決定が必要な場面

- ①日常生活における場面（食事・外出・余暇活動 等）
- ②社会生活における場面（自宅→GH、施設→地域への移行 等）

人的・物理的環境による影響

- ・本人に関わる職員や関係者による人的な影響
- ・環境による影響
- ・本人の経験の影響

意思決定支援の基本的原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である
- ② 職員等の価値観においては**不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる**
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する

最善の利益の判断（本人の意思の推定が困難な場合）

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

留意点 ①メリット・デメリットの検討 ②相反する選択肢の両立 ③自由の制限の最小化

意思決定支援の流れ

・サービスの選択 ・居住の場の選択 等

本人が自ら意思決定できるよう支援

自ら意思決定することが困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント (相談支援専門員、サービス管理責任者兼務可)

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント
 - ・本人の意思確認 ・日常生活の様子を観察 ・関係者からの情報収集 ・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催 (サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可)

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

- ・教育関係者 ・医療関係者 ・福祉事務所 ・市区町村の虐待対応窓口
 - ・保健所等の行政関係機関 ・障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関
 - ・ピアサポーター等の障害当事者による支援者 ・本人の知人 等
- 支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画 (意思決定支援計画) の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定支援とは…

「本人を中心に、家族、相談支援、支援提供事業者、権利擁護をする第三者などが協働して、地域の中で自分らしく生きていくための支援を受けられるようにして、セルフマネジメントすることを支援していく」ということ…

テクニックや手続きの話ではなくて
要は、人の人生を他人が決めるなってこと
親であろうと支援者であろうと、その人の人生はその人のもの
障害があっても、自分の人生を他人が決めるっておかしいでしょって話

障害があろうがなかろうが、その人の人生はその人本人のもの
その主役の座は、何があっても、決して奪われてはならないものです

意思決定支援が本格化 津久井やまゆり園居住めぐり

2017年4月14日 神奈川新聞

19人が刺殺されるなどした県立障害者施設「津久井やまゆり園」の入所者の居住の場を巡り、本人への意向確認に向けた取り組みが本格化し始めた。県は13日、本人や家族に聞き取りを行うチームの関係者を対象にした説明会を横浜市内で実施。実際の聞き取りは、同園再生の在り方がまとまるのに先立ち、5月から始まる見通した。

チームは入所者が利用する障害福祉サービスの内容を定めた計画をつくる相談支援専門員を責任者に、同園や県、市町村職員らで構成する。説明会は非公開だったが、県によると、県内自治体職員20人のほか、民間の相談支援事業所から9人が参加。県が基本的な進め方などを説明した。

参加した相談支援専門員の一人は「家族は皆、『親亡き後』をどうするか悩んでいる」とし「重度障害者が地域で暮らせるための受け皿や態勢を充実させていく道筋が示されない中で、施設か地域かと尋ねても選べないのでは」と話した。（中略）

同園入所者の暮らしの場の選択については、県障害者施策審議会の専門部会が検討し、本人の意思を最大限尊重することを確認。本人の意思を推定することが難しい場合は、家族や施設職員などの関係者の意見を踏まえて総合的に「本人の最善の利益」を判断することとしている。

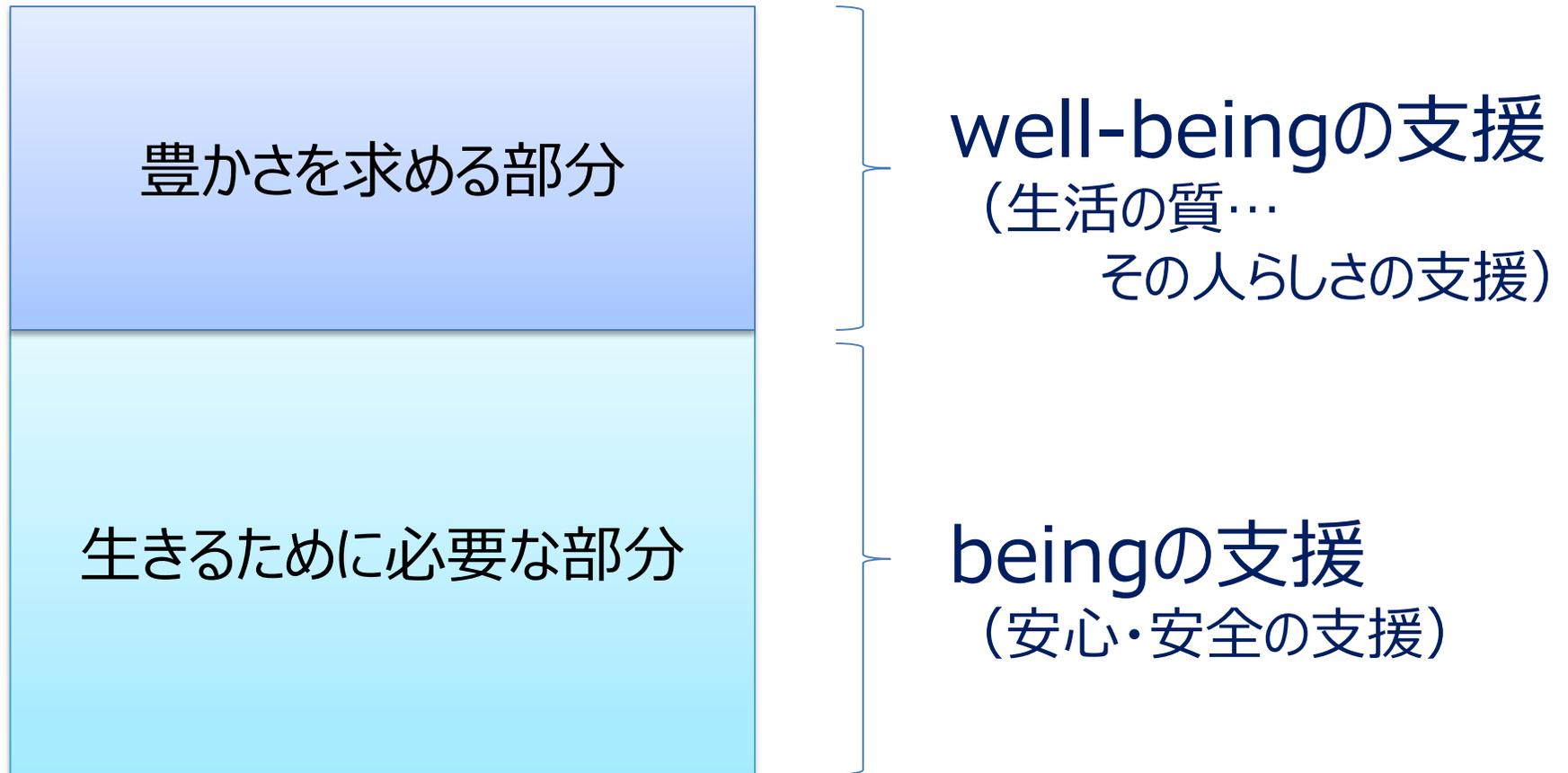
5. ソーシャルワーカーとしての相談支援

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

2014年7月 国際ソーシャルワーカー連盟総会および国際ソーシャルワーク学校連盟総会において定義を採択

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと開放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、**ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。**

being(生きること)とwell-being(良く生きること)



安心・安全の上に … 何を積むのか？

ソーシャルワーカーとしての相談支援従事者 ～期待される相談支援専門員像～

相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。

さらに将来的には、相談支援専門員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍することが期待される。

※出典：「『相談支援の質の向上に向けた検討会』における議論のとりまとめ」, 2017/7/19, p.6